

平成28年5月18日

各 位

会 社 名 イーター電機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 洋
(JASDAQ・コード 6891)
問い合わせ先 取締役管理部長 増田 幸一
(電話 03-3745-7762)

債務超過基準に係る監理銘柄(確認中)の指定に関するお知らせ

当社株式は、債務超過に係る上場廃止基準に関し、平成28年5月18日から監理銘柄(確認中)に指定されることが株式会社東京証券取引所(以下、東京証券取引所といいます。)より本日公表されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監理銘柄(確認中)指定の理由

当社は平成27年6月26日付の「債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、平成27年3月期決算において債務超過の状態となったため、上場廃止に係る猶予期間に入っていました。本日、「上場廃止基準抵触の見込みに関するお知らせ」にて、平成28年3月期決算において再び債務超過となる見込みであることを発表しました。東京証券取引所が当社の有価証券報告書に係る連結貸借対照表によって、平成28年3月期決算において債務超過の状態であることを確認した場合には、当社株式は上場廃止となることから、東京証券取引所は、当社の発表をもって、当社株式について上場廃止となるおそれがあると認め、監理銘柄(確認中)に指定されました。

2. 今後の見通し

今後は、有価証券報告書の提出(6月24日予定)をもって整理銘柄に指定され、その後(1ヶ月後)に上場廃止となる見込ですが、それまでは市場での売買は可能です。株主様の権利につきましては、上場廃止後も株式を保有された場合は、当社の株主としての権利は従来どおりとなります。

このような事態になり、株主、投資家をはじめとする関係者のみなさまには、多大なるご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

以上